

奈良県告示第百六十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年七月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域	月日（曜日）	時間	場所
運搬が困難な はかり	宇陀市	曾爾村	九月十日（月）	午前九時から 午後四時まで	運搬が困難なはかりの所 在場所
			九月十一日（火）	午前九時から 午後三時まで	
	御杖村	御所市	九月十九日（水）	午前九時から 午後三時まで	
			十月四日（木）	午前九時から 午後三時まで	
	香芝市		十月二十三日（火）	午前九時から 午後三時まで	
			十月二十四日（水）		

				運搬が困難な はかり以外の 特定計量器	
				宇陀市	
				檀原市	
				十一月七日（ 水）	
				午前九時三十 分から午後三 時まで	
				十一月八日（ 木）	
				十一月九日（ 金）	
				九月十二日（ 水）	
				午前十時三十 分から正午ま で	
				宇陀市中央公民館（宇陀 市大宇陀中庄二〇二番地 ）	
				午後二時から 午後三時まで	
				宇陀市菟田野農村環境改 善センター「農林センタ ー」（宇陀市菟田野松井 五〇四番地）	
				九月十三日（ 木）	
				午前十時から 午前十一時三 十分まで	
				宇陀市室生振興センター （宇陀市室生大野一六三 七番地）	
				午後一時三十 分から午後二 時三十分まで	
				奈良県農業協同組合宇陀 営農経済センター田口経 済店舗（宇陀市室生田口 元上田口二〇五九）	
				九月十四日（ 金）	
				午前十時から 正午まで	
				宇陀市役所（宇陀市榛原 下井足一七番地の三）	

檀原市	香芝市			御所市		
十一月十二日	十月二十六日 (金)		十月二十五日 (木)	十月五日(金)	十月三日(水)	十月一日(月)
午前十時から	午後三時まで	午後一時から	午前十時から 正午まで	午後四時まで	午後一時から 午後三時まで	午後一時三十分から 午後三時まで
ふれあいセンターふじわ	香芝市役所(香芝市本町 一三九七番地)			御所市いきいきライフセ ンター(御所市七七四番 地の一)	奈良県農業協同組合御所 営農経済センター(御所 市大字豊田四三)	葛公民館(御所市大字戸 毛九九七番地の一)

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町一二九番地一）において行う。